

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	産業集積の促進に係る法人の事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例		
条 例 番 号	平成 16 年神奈川県条例第 62 号	法 規 集	第 3 編第 7 章
所 管 部 局 室 課	政策部税務課		
条 例 の 概 要	地方税法の規定に基づき、法人の事業税及び不動産取得税の税率について、神奈川県県税条例の特例を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	本条例は、県内への産業集積を促進し、もって、県内産業の活性化と雇用の創出を図る必要があることから制定したものである。 また、地方税法において、「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない」とされており、本条例は、現在でも必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	県内に事務所又は事業所を新設し、又は増設した場合において、一定の要件に基づき、法人の事業税及び不動産取得税の税率を軽減するものであり、県内への産業集積の促進等のために有効に機能している。	軽減実績 (17年1月～20年10月) 法人事業税 132,186千円 不動産取得税 1,404,760千円
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例における税率の軽減については、投下固定資産額の額に応じて段階を設けた上で、特例税率を明確に規定するなど、効率的な内容となっている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	産業集積の促進は「神奈川県力構想・実施計画」の主要施策であり、同構想における「政策の基本方向」に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	地方税法の規定に基づき、法人の事業税及び不動産取得税の税率の特例を定めるものであり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他	条例の引用部分の整備を要する規定があるため、改正を検討する。	
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・ 廃止 を検討する。	理 由	特 記 事 項
		条例の引用部分の整備を要する規定があるため、改正を検討する。	平成 21 年度末をもって特例税率の適用期限が到来するため、今後の企業誘致の在り方を踏まえた見直しを行う。
次回見直し予定	未 定	見直し規定の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>